

## 原子力災害対策指針及び関係規則類の一部改正 及びこれに対する意見募集の結果について (緊急時活動レベル(EAL)の見直し)

令和2年10月28日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

令和2年9月16日の第26回原子力規制委員会において原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見募集の実施が了承され、令和2年9月17日から令和2年10月16日まで、行政手続法に基づく意見募集を実施した。

### 2. 意見募集の実施結果等

#### (1) 意見募集対象

原子力災害対策指針の一部改正案、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則案、及び原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正案

#### (2) 実施結果等

- ①意見募集の期間 : 令和2年9月17日～令和2年10月16日(30日間)
  - ②意見募集の方法 : 電子政府の総合窓口(e-Gov)、郵送、FAX
  - ③御意見数 : 1件\*
- 提出意見及びこれに対する考え方については、別紙1のとおり。

### 3. 原子力災害対策指針等の改正

2. を踏まえ、別紙2、別紙3、及び別紙4の案のとおり、決定いただきたい。また、提出意見、提出意見を考慮した結果等について、電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用して公示することとしたい。

### 4. 今後の対応について

3. の決定後以下のとおり対応する。

- ① 原子力災害対策指針の一部改正については、3. の決定がなされた日から適用する。また、原子力災害対策特別措置法第6条の2第3項の規定により、原子力規制委員会決定後速やかに官報に掲載する。あわせて、原子力規制委員会のウェブサイトにも掲載する。

\*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙1のとおり1件。

- ② 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則については、速やかに公布し、公布の日から施行する。
- ③ 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説については、3. の決定がなされた日から施行する。また、原子力規制委員会のウェブサイトに掲載する。
- ④ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の施行の日から、改正後のEALによる運用を開始するものとする。

## 5. 添付資料

- 別紙 1 原子力災害対策指針の一部改正案、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則案、及び原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正案に関する提出意見とこれに対する考え方
- 別紙 2 原子力災害対策指針の一部改正
- 別紙 3 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則
- 別紙 4 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正

原子力災害対策指針の一部改正案、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則案、及び原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部改正案に関する提出意見とこれに対する考え方

番号	提出意見	考え方
1	<p>「炉心の損傷を防止するために」という文言が追加されることによりどう変わるのか良く分かりませんが、どのような意図があるのか教えて下さい。</p>	<p>ご指摘の部分は、原子力災害対策指針等において、施設敷地緊急事態の通報事象の一つとして、「炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。」としていたものを「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。」に削除した上で改正するものです。「炉心の損傷を防止するために」という文言の有無による違いについて、次のとおり御説明します。</p> <p>原子炉格納容器圧力逃がし装置（いわゆるベント装置）は、炉心の損傷前に使用する場合と損傷後に使用する場合があります。本改正は、新規制基準に適合した加圧水型軽水炉における炉心の損傷前の原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用に係る通報事象を見直したものです。</p> <p>具体的には、これまで、新規制基準に適合した加圧水型軽水炉においては、格納容器再循環ユニット等により崩壊熱を除去し、原子炉格納容器の破損を防止することとしていた（原子炉格納容器圧力逃がし装置はなかった）ところ※、特定重大事故等対処施設として原子炉格納容器圧力逃がし装置が新設された場合には、炉心の損傷を防止するためだけでなく、原子炉格納容器の破損を防止することを目的として原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用することも想定されることとなります。</p> <p>このため、原子炉格納容器の破損を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用する場合についても施設敷地緊急事態として通報事象とすることとし、「炉心の損傷を防止するために」という限定を削除するものです。</p> <p>※ このため、当該規定は、沸騰水型軽水炉における炉心の損傷を防止するための原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用に適用され、加圧水型軽水炉については、いわゆる空振りとなっていました。</p>

## 原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を別表により改正し、令和二年 月 日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

令和二年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表

改正後	改正前								
<p>第2 原子力災害事前対策            (1) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方            (2) ① 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方            ② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方            [(i)・(ii) 略]            [表1-1～1-3 略]            図1 [略]</p> <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて            1. [略]            2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <table border="1" data-bbox="370 219 651 1081"> <tr> <td data-bbox="450 219 651 925">警戒事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="450 925 651 1081">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 219 450 925">[略]</td> <td data-bbox="370 925 450 1081">[略]</td> </tr> </table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	[略]	[略]	<p>第2 原子力災害事前対策            (1) [同上]            (2) ① 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方            ② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方            [(i)・(ii) 同上]            [表1-1～1-3 同上]            図1 [同上]</p> <p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて            1. [同上]            2. [同上]</p> <table border="1" data-bbox="370 1149 651 2000"> <tr> <td data-bbox="450 1149 651 1843">[同上]</td> <td data-bbox="450 1843 651 2000">[同上]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1149 450 1843">[同上]</td> <td data-bbox="370 1843 450 2000">[同上]</td> </tr> </table>	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要								
[略]	[略]								
[同上]	[同上]								
[同上]	[同上]								
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態								
施設敷地緊急事態を判断するEAL	[同上]								

	区分における措置の概要		
<p>【①～⑩ 略】</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>【⑫～⑭ 略】</p>	【略】	<p>【①～⑩ 同上】</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>【⑫～⑭ 同上】</p>	【同上】
<p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>【略】</p>	緊急事態区分における措置の概要	【同上】	【同上】
<p>【3.～9. 略】</p> <p>表3 【略】</p> <p>⑬ 【略】</p> <p>⑭ 【略】</p>	<p>【3.～9. 同上】</p> <p>表3 【同上】</p> <p>⑬ 【同上】</p> <p>⑭ 【同上】</p>		
備考 表中の「」の記載は注記である。			

## 原子力規制委員会規則第 号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第四条第四項第五号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年  
部科学省 令第二号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し  
経 文  
済産業省

た部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に関する表

		改 正 後	改 正 前
備考 表中の「」の記載は注記である。	二 「略」	<p>イ 「略」</p> <p>ロ 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p>
		<p>〔1〕～〔10〕 略</p> <p>〔11〕 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>〔12〕・〔13〕 略</p>	<p>〔1〕～〔10〕 同上</p> <p>〔11〕 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>〔12〕・〔13〕 同上</p>
	二 「同上」	<p>一 「同上」</p> <p>第七条 「同上」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>第七条 「同上」</p>

改正 令和 2 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 2 年 月 日

原子力規制委員会

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説の一部  
改正について

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（原規総発第  
1707052 号）の一部を、別表により改正する。

附 則  
この規程は、令和 2 年 月 日から施行する。

# 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 (新旧対照表)

改正後			改正前		
I. ～Ⅲ. [略]			I. ～Ⅲ. [同左]		
1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）			1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）		
(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
<p>※「当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、平成25年7月8日以後に炉規法第43条の3の8第1項の許可（同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。以下「第4号変更許可」という。）を受けていない場合、又は平成25年7月8日以後に第4号変更許可を受けた施設にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合をいう。</p> <p>①令和2年4月1日以後に工事に着手される施設 第4号変更許可後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査（炉規法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。以下同じ。）の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了していない場合</p>			<p>※「当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了していないときをいう。</p>		

②令和2年4月1日前に工事に着手された施設 第4号変更許可後最初の使用前検査（原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条による改正前の炉規法第43条の3の11第1項に規定する使用前検査をいう。以下同じ。）における、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第3号）による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「旧規則」という。）第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項に係る検査が終了していない場合

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

（1）警戒事態を判断するEAL	（2）原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	（3）原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
①～③ [略]	①・② [略]	①～③ [略]
④<電源供給機能の異	③ [略]	⑤ [略]

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合※又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

（1）警戒事態を判断するEAL	（2）原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	（3）原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL
①～③ [同左]	①・② [同左]	①～③ [同左]
④<電源供給機能の異	③ [同左]	⑤ [同左]

<p>常(その1:交流電源喪失) &gt; [略]</p> <p>(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう(以下この表において同じ。)</p>			<p>常(その1:交流電源喪失) &gt; [同左]</p> <p>(解説) 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう(以下この表において同じ。)</p>		
---	--	--	--	--	--

<p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む。）のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</p>			<p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、常設代替電源設備から受電ができていないことをいう。なお、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</p>		
<p>⑤～⑦・⑩・⑧・⑨ [略]</p>	<p>④～⑦・⑩・⑫・⑧・⑨ [略]</p>	<p>⑥～⑩・④・⑪ [略]</p>	<p>⑤～⑦・⑩・⑧・⑨ [同左]</p>	<p>④～⑦・⑩・⑫・⑧・⑨ [同左]</p>	<p>⑥～⑩・④・⑪ [同左]</p>
	<p>⑪&lt;原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用&gt; 炉心の損傷が発生していない場合におい</p>			<p>⑪&lt;原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用&gt; 炉心の損傷が発生していない場合におい</p>	

	<p>て、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、<u>原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷</u>を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>			<p>て、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>(解説) 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、<u>炉心の損傷を防止</u>することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	
⑪—⑮ [略]	⑬・⑭ [略]	⑫・⑬ [略]	⑪—⑮ [同左]	⑬・⑭ [同左]	⑫・⑬ [同左]
<p>※「当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、平成25年7月8日以後に第4号変更許可を受けていない場合、又は平成25年7月8日以後に第4号変更許可を受けた施設にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合をいう。</p> <p>①令和2年4月1日以後に工事に着手される施設 第4号変更許可後最初の</p>			<p>※「当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合」とは、<u>炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準が制定又は変更された場合</u>で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）</p>		

<p>原子力規制検査における使用前事業者検査の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了していない場合</p> <p>②令和2年4月1日前に工事に着手された施設 第4号変更許可後最初の使用前検査における旧規則第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項に係る検査が終了していない場合</p> <p>3.・4. [略]</p> <p>5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないもの※に限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="159 916 1106 1161"> <tr> <td data-bbox="159 916 463 1114">(1) 警戒事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="463 916 768 1114">(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="768 916 1106 1114">(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1114 463 1161">[略]</td> <td data-bbox="463 1114 768 1161">[略]</td> <td data-bbox="768 1114 1106 1161">[略]</td> </tr> </table> <p>※「炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないもの」とは、平成25年7月8日以後に第4号変更許可を受けていない場合、又は平成25年7月8日以後に第4号変更許可を受けた施設にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合をいう。</p>	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	[略]	[略]	[略]	<p>第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了していないときをいう。</p> <p>3.・4. [同左]</p> <p>5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1140 916 2085 1161"> <tr> <td data-bbox="1140 916 1444 1114">(1) 警戒事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="1444 916 1749 1114">(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="1749 916 2085 1114">(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1114 1444 1161">[同左]</td> <td data-bbox="1444 1114 1749 1161">[同左]</td> <td data-bbox="1749 1114 2085 1161">[同左]</td> </tr> </table> <p>[新設]</p>	(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL	[同左]	[同左]	[同左]
(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL											
[略]	[略]	[略]											
(1) 警戒事態を判断するEAL	(2) 原災法第10条に基づく通報の判断基準、施設敷地緊急事態を判断するEAL	(3) 原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言の判断基準、全面緊急事態を判断するEAL											
[同左]	[同左]	[同左]											

①令和2年4月1日以後に工事に着手される施設 第4号変更許可後最初の  
原子力規制検査における使用前事業者検査の実施状況の確認のうち原子炉  
に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了していない場合

②令和2年4月1日前に工事に着手された施設 第4号変更許可後最初の使  
用前検査における旧規則第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項に係  
る検査が終了していない場合

6.・7. [略]

8. 再処理施設

(1) 警戒事態を判断 するEAL	(2) 原災法第10条 に基づく通報の判断基 準、施設敷地緊急事態 を判断するEAL	(3) 原災法第15条 に基づく原子力緊急事 態宣言の判断基準、全 面緊急事態を判断する EAL
① [略]		② [略]
②<電源供給機能の異 常> [略]  (解説) 上記の場合、可搬型 ポンプ等の交流電源を 必要としない設備の作		

6.・7. [同左]

8. 再処理施設

(1) 警戒事態を判断 するEAL	(2) 原災法第10条 に基づく通報の判断基 準、施設敷地緊急事態 を判断するEAL	(3) 原災法第15条 に基づく原子力緊急事 態宣言の判断基準、全 面緊急事態を判断する EAL
① [同左]		② [同左]
②<電源供給機能の異 常> [同左]  (解説) 上記の場合、可搬型 ポンプ等の交流電源を 必要としない設備の作		

<p>動によって、冷却機能等の安全機能は喪失しないが、全ての交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機から受電できないことをいう。</p> <p>なお、再処理事業指定基準規則において求められる非常用発電機が<u>30分以内</u>に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、警戒事態の判断基準とはならない。</p>			<p>動によって、冷却機能等の安全機能は喪失しないが、全ての交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機から受電できないことをいう。</p> <p>なお、再処理事業指定基準規則において求められる非常用発電機が<u>30分以上</u>接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、警戒事態の判断基準とはならない。</p>		
--	--	--	---	--	--

③~⑬ [略]	①~⑧ [略]	①・③~⑥ [略]	③~⑬ [同左]	①~⑧ [同左]	①・③~⑥ [同左]
9. [略]			9. [同左]		